

## 本日討議いただきたい事項

オンライン取引を前提とした多種多様な金融商品・サービスの仲介

○ 近年、情報通信技術の発展等により、利用者がオンラインで円滑に金融商品・サービスの提供を受けることが可能となった。また、長寿化が進展し、資産・所得、就労、健康、世帯構成等の状況について多様化が進展していることを踏まえれば、利用者それぞれが、自身にもっとも適した金融商品・サービスの提供を受けられるようにすることは、社会的にも重要であると考えられる。

こうしたことなどを踏まえ、複数業種かつ（隔地を含めた）多数の金融機関が提供する多種多様な商品・サービスを、ワンストップで利用者に提供する主体（仲介業者）について考える場合、例えば以下の点について、どう考えるか。

- (1) 一般利用者と金融機関との間に介在する業者に関する現行制度は、「機能」ごとに分かれている。このため、「機能」をまたいで商品・サービスを取り扱う場合には複数の登録等が必要となり、事業者にとって負担であるとの指摘があるが、どう考えるか。
- (2) 金融商品・サービスの仲介においては、①「機能」ごとの特性に応じた対応や、②仲介業者が担う役割に応じた対応、が必要であると考えられる。特に、例えば、仲介業者が担う役割が「指図の伝達」のみであるとしても、それが決済指図である場合と、（投資商品や保険商品の）購入指図である場合とでは、利用者保護の観点から必要な対応は異なると考えられるが、どう考えるか。

○ 所属制は、多数の金融機関が提供する商品・サービスを取り扱おうとする仲介業者にとって、所属金融機関それぞれから行われる指導に対応するための負担が大きいという指摘もある。他方、所属制は、①所属金融機関による指導を通じた仲介業者の適切な業務運営の確保や、②利用者に対する損害賠償資力の確保、などに資するものであり、仮に所属制を緩和する場合には、利用者保護の観点から、例えば以下のような措置を講じる必要があるとも考えられるが、どう考えるか。

- (1) 仲介業者の業務における利用者保護上のリスクの低減
  - 取扱可能な商品・サービスを、利用者保護上のリスクが相対的に低いものに限定
  - 仲介にあたって利用者資金を受け入れることを制限
- (2) 問題が生じた場合の損害賠償資力の確保
  - 財務面の規制を強化

このほか、金融機関と仲介業者の関係をめぐっては、その関係において①前者の影響力の方が強い場合もあれば、逆に、②後者の影響力の方が強い場合もあると考えられるが、こうしたことについて、どう考えるか。

(以 上)